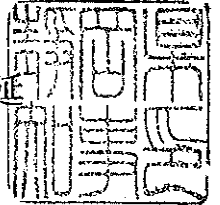


砂 第 209 号  
平成10年10月28日

建設大臣 関谷勝嗣 様

静岡県知事 石川嘉延



砂防指定地の指定について (進達)

砂防法第2条の規定による指定をする必要があると認められるので別添  
のとおり調書を提出します。

提出箇所表

番号	河川名				所在地
	水系名	幹川名	河川名	溪流名	
1	しづま (他) 志津摩川	しづま 志津摩川	しづま 志津摩川	しづま 志津摩川	かも ひがしいず 賀茂郡東伊豆町
2	あいぞめ (二) 逢初川	あいぞめ 逢初川	あいぞめ 逢初川	あいぞめ 逢初川	あたま 熱海市
3	ともえ (二) 巴川	ながお 長尾川	そくさわ 則沢川	しんきょう 神橋沢	しずおか 静岡市
4	ともえ (二) 巴川	ながお 長尾川	ながお 長尾沢	長尾沢左支川	しずおか 静岡市
5	たかくさ (二) 高草川	たかくさ 高草川	たかくさ 高草川	かたのかみや 方ノ上谷川	やいづ 焼津市
6	(一) 大井川	じんこうじ 神光寺沢	じんこうじ 神光寺沢	たるの タルノ沢	はいばら ほんかわね 榛原郡本川根町
7	みやこだ (二) 都田川	みやこだ 都田川	みやこだ 都田川	みやこだ 都田川	いなさ いなさ 引佐郡引佐町

土地調書（面積）

静岡県（単位：ヘクタール）

河川名	河川敷	山 林		道 路 等	そ の 他		合 計
		国有林	公民有林		国有地	公民有地	
しづま 志津摩川	0.21	—	0.58	—	—	—	0.79
あいぞめ 逢初川	0.03	—	1.06	—	—	0.19	1.28
しんきょう 神橋沢	0.11	—	—	—	—	5.54	5.65
ながおさわひだりしせん 長尾沢左支川	0.09	—	1.13	0.06	—	1.49	2.77
かたのかみや 方ノ上谷川	0.04	—	0.62	0.18	—	2.53	3.37
たるの タルノ沢	0.12	—	8.06	—	—	—	8.18
みやこだ 都田川	0.60	—	—	0.11	—	0.33	1.04
合 計	1.20	—	11.45	0.35	0.00	10.08	23.08

砂防指定地溪流総括表

砂防指定地溪流総括表										静岡県		
番号	河川名			名流名	所在地		指定延長 (m)	工種	事業区分 施行年度	他法令 規制関係	土木 事務所名	備考
	水系名	幹川名	支流名		郡市	町村						
1	(他) しづま 志津摩川	しづま 志津摩川	しづま 志津摩川	か 賀茂郡	ひがしいず 東伊豆町	L=270m L=57.5m	ダム工 H=12.0m L=57.5m	補助 H9*H11	都市計画区域	下田土木		
2	(二) あいぞめ 逢初川	あいぞめ 逢初川	あいぞめ 逢初川	あ 熱海市		L=180m	ダム工 H=10.0m L=43.0m	補助 H10*H12	都市計画区域	熱海土木		
3	(二) ともえ 巴川	ながお 長尾川	しんきよう 神橋沢	し 静岡市		L=200m	ダム工 H=13.0m L=40.0m	補助 H10*H11	都市計画区域	静岡土木		
4	(二) ともえ 巴川	ながお 長尾川	ながお 長尾沢左支川	し 静岡市		L=350m	ダム工 H=12.0m L=33.0m	補助 H10*H11	都市計画区域	静岡土木		
5	(二) たかくさ 高草川	たかくさ 高草川	かたのかみや 方ノ上谷川	や 焼津市		L=400m	ダム工 H=5.5m L=29.0m	補助 H10*H12	都市計画区域	藤枝土木		
6	(一) おおい 大井川	じんこうじ 神光寺沢	たるの タルノ沢	は 榛原郡	ほんかわね 本川根町	L=80m	ダム工 H=7.0m L=19.5m	県単 H10*H11		島田土木		
7	(二) みやこだ 都田川	みやこだ 都田川	みやこだ 都田川	い 引佐郡	いなさ 引佐町	L=300m	護岸工 L=400m	県単 H10*H12	二級河川	浜松土木	H15.3.25建943	

砂防指定地溪流総括表

砂防指定地溪流総括表										静岡県		
番号	河川名			名流名	所在地		指定延長 (m)	工種	事業区分 施行年度	他法令 規制関係	土木 事務所名	備考
	水系名	幹川名	溪流名		郡市	町村						
1	(他) しづま 志津摩川	しづま 志津摩川	しづま 志津摩川	かみ 賀茂郡	ひがしいず 東伊豆町	L=270m	ダム工 H=12.0m L=57.5m	補助 H9*H12	都市計画区域	下田土木	46.3%	
2	(二) あいぞめ 逢初川	あいぞめ 逢初川	あいぞめ 逢初川	あたま 熱海市		L=180m	ダム工 H=10.0m L=43.0m	補助 H10*H12	都市計画区域	熱海土木	178.2%	
3	(二) ともえ 巴川	ながお 長尾川	しんきよう 神橋沢	しずおか 静岡市		L=200m	ダム工 H=13.0m L=40.0m	補助 H10*H11	都市計画区域	静岡土木		
4	(二) ともえ 巴川	ながお 長尾川	ながお 長尾沢左支川	しずおか 静岡市		L=350m	ダム工 H=12.0m L=33.0m	補助 H10*H11	都市計画区域	静岡土木		
5	(二) たかくさ 高草川	たかくさ 高草川	かたのかみや 方ノ上谷川	やいづ 焼津市		L=400m	ダム工 H=5.5m L=29.0m	補助 H10*H12	都市計画区域	藤枝土木	14.5%	
6	(一) おおい 大井川	じんこうじ 神光寺沢	たるの タルノ沢	はいばら 榛原郡	ほんかわね 本川根町	L=80m	ダム工 H=7.0m L=19.5m	県単 H10*H11		島田土木	8.1%	
7	(二) みやこだ 都田川	みやこだ 都田川	みやこだ 都田川	いなさ 引佐郡	いなさ 引佐町	L=300m	護岸工 L=400m	県単 H10*H12	二級河川	浜松土木	H5.3.25建943	

## 各溪流の指定方法と今後の指定進達方針（平成10年度第2回進達 静岡県）

番号	水系名	溪流名	所在地	指定方法	指定パターン	指定方法の理由	今後の進達方針
1	(他) 志津摩川	志津摩川	賀茂郡 東伊豆町	面指定 (流域部分)	②	本溪流は、流域面積が大きく、土地所有者数も多いため、今回は事業実施に必要な範囲について地番指定で指定進達する。	本溪流は、流域面積が大きく、土地所有者数も多いため、今後、流域を分割して計画的に面指定を進めていく（別紙工程表参照）。
2	(二) 逢初川	逢初川	熱海市	標注指定	⑨	地権者の同意が得られないため、今回は事業実施に必要な区域のみを標注にて、指定進達する。	砂防ダム上流域について地権者と協議しているところであるが、地域性から、地権者の同意が得られるのに難航し、同意の見通しもたっていない。又溪流の荒廃は進んでいるものの流域上部は管理された植林地帯である。 今後、山腹崩壊等流域の状況と地権者との協議状況により、流域全域の面指定を進めていきたい。
3	(二) 巴川	神橋沢	静岡市	面指定 (流域全域)	①	ダム上流の流域全域を面指定にて指定進達する。	今回、ダム上流の流域全域を面指定にて指定進達済み。又、ダム下流については、河川事業により整備済のため当面指定進達する予定はない。
4	(二) 巴川	長尾沢左支川	静岡市	面指定 (流域部分)	②	砂防ダムより上流域について調査し、面指定について地権者と協議しているところであるが、現時点では、ダムを含む一定の範囲を指定進達する。	残流域については、順次、地権者と協議が整い次第指定進達していきたい（別紙工程表参照）。
5	(二) 高草川	方ノ上谷川	焼津市	面指定 (流域全域)	①	ダム上流の流域全域を面指定にて指定進達する。	今回、ダム上流の流域全域を面指定にて指定進達済み。又、ダム下流については、河川事業により整備済のため当面指定進達する予定はない。
6	(一) 大井川	タルノ沢	榛原郡 本川根町	面指定 (流域部分)	②	本溪流は、流域面積が大きく、土地所有者数も多いため、今回は事業実施に必要な範囲について地番指定で指定進達する。	本溪流は、流域面積が大きく、土地所有者数も多いため、今後、流域を分割して計画的に面指定を進めていく（別紙工程表参照）。又、ダム下流については、ダム施行後の溪流状況をみて、事業化の必要に応じ指定進達をする予定。
7	(二) 都田川	都田川	引佐郡 引佐町	標注指定	④	現況の溪流断面、保全対象上、早急に護岸工が必要と考えられる範囲について標注指定にて指定進達する。	当面、今回進達する範囲の指定とし、今後、溪流の荒廃状況により、必要に応じて上下流の指定進達を進めていきたい。

指定パターン別砂防指定地指定進達の状況 (都道府県名 静岡県 箇所数 7)

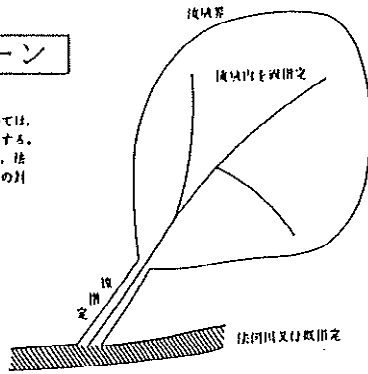
(①～⑨に記載してある番号は、進達箇所総括表の番号と対応しています)

1. 面指定

面指定の基本パターン

①

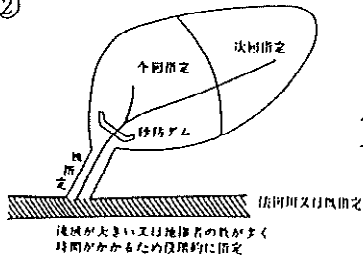
砂防ダムより上流域については、原則として、面指定の対象とする。砂防ダムの下流については、法河川又は既指定までの幹流までの幹流指定の対象とするを原則とする。



3, 5

面指定のその他のパターン

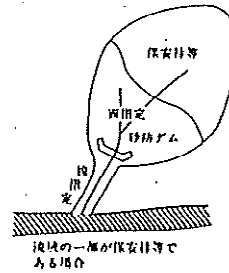
②



1, 4, 6

流域が大きい又は地層等の性質が多く異なるため段階的に指定

③

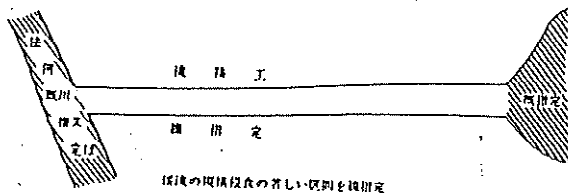


流域の一部が保安林等である場合

2. 線指定

線指定の基本パターン

④



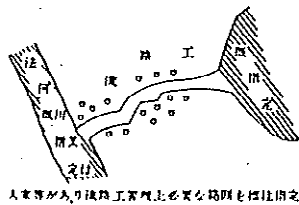
流域の規模程度の著しい区別を既指定

7

3. 標柱指定

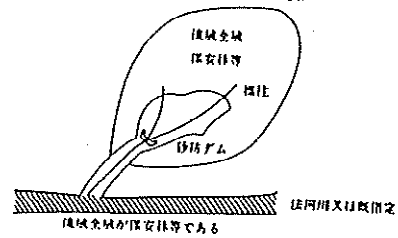
標柱指定の基本パターン

⑤



人家等があり流路工事等上必要な路線を標柱指定

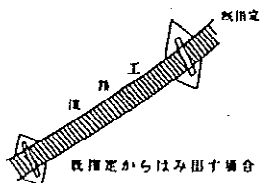
⑥



流域全域が保安林等である

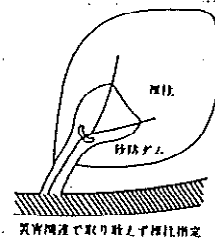
標柱指定のその他のパターン

⑦



既指定からはみ出す場合

⑧



災害回避で取り替えず標柱指定

⑨地権者の同意が得られないためとりあえず標柱指定

○ 建設省告示第 号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成 年 月 日

建設大臣 関谷 勝嗣

一 (一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

志津摩川

(二) 砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうちその接している区間の河川数

静岡県賀茂郡東伊豆町稲取

字石上 三三二二番二一及び三三二二番二二

字石踏沢 三三二二番四四

三三二二番一三六から三三二三番一三八まで

三三二三番一四〇から三三二三番一四三まで

二 (一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

逢初川

(二) 砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標注一号から六号までを順次結んだ線及び標注一号と六号を結

んだ線に囲まれた土地の区域  
静岡県熱海市伊豆山字赤井谷

一〇七六番一 一号

一〇七六番五 二号及び三号

一〇七九番二三 四号から六号まで

三 (一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

神橋沢



(二)

砂防法第二条の土地の表示  
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する  
河川及び道路のうちその接している区間の  
河川敷及び道路敷

静岡県静岡市  
平山字沢奥 一〇二一番一及び一〇二一番二  
一〇二四番から一〇二六番まで  
北沼上字沢奥 一五四〇番  
一五四一番一から一五四一番三まで  
一五四二番一  
一五四三番二

四 (一)

砂防法第二条の土地に係る河川の名称  
長尾沢左支川

(二)

砂防法第二条の土地の表示  
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する  
河川及び道路のうちその接している区間の  
河川敷及び道路敷

静岡県静岡市長尾字長尾沢  
九九二番  
九九三番一及び九九三番二  
九九八番  
九九九番一  
一〇〇七番四から一〇〇七番六まで  
一〇〇八番

五 (一)

砂防法第二条の土地に係る河川の名称  
方ノ上谷川

(二)

砂防法第二条の土地の表示  
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する  
河川及び道路のうちその接している区間の

河川敷及び道路敷（明治四十四年内務省告示  
第二十一号で指定した土地の区域を除く。）

静岡県焼津市方ノ上

字宮海道 二五番四

字谷ノ奥 六八番

六九番一

七〇番一及び七〇番二

七一番一から七一番三まで

七二番

七三番一から七三番八まで

七四番一及び七四番二

字源光平

七五番一から七八番まで

七九番一から七九番四まで

八〇番一及び八〇番二

八二番一から八二番四まで

八三番一から八三番五まで

八四番

八五番一から八五番三まで

八六番

八七番一及び八七番二

八八番一から九〇番まで

九二番一及び九二番二

九三番一及び九三番二

九四番

九五番一及び九五番二

九六番一及び九七番

九八番一から九八番五まで

九九番一から九九番三まで

一〇〇番一及び一〇〇番二

一〇一番一及び一〇一番二

一〇二番

一〇三番一及び一〇三番二

六 (一)  
(二)

砂防法第二條の土地に係る河川の名称	一〇四番	一及び	一〇四番	二
タルノ沢	一〇五番	一から	一〇五番	九まで
砂防法第二條の土地の表示	一〇六番	一及び	一〇六番	二
	一〇七番	一及び	一〇七番	二
	一〇八番	一から	一〇八番	三まで
字中林	一〇九番			
	一一〇番	一及び	一一〇番	二
	一一一番	一から	一一一番	三まで
	一二番	一から	一二番	三まで
	一三番	一から	一三番	九まで
	一四番	一及び	一四番	二
	一五番			
	一六番	一から	一六番	三まで
	一七番			
字石会合	一八番	一から	一八番	五まで
	二六番	一及び	二六番	二
字日陰平	二七番	一及び	二七番	二
	二八番	一から	二八番	四まで
	二九番			
	三〇番	一及び	三〇番	二
	三一番	一から	三一番	七まで
	三二番	一から	三二番	五まで
	三三番	一及び	三三番	二
	三六番	一から	三六番	三まで
	三七番	一及び	三八番	
字杉本	二二九番	二		
	二二九番	四及び	二二九番	五
	二三〇番	一及び	二三〇番	一
	二三二番	二		

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

静岡県榛原郡本川根町千頭

字タルノハ 七二〇番

字ウラ山 八七八番

字タルノ葉 八八〇番及び八八一番

八八二番一

八八二番三

七 (一)

砂防法第二条の土地に係る河川の名称

都田川

(二)

砂防法第二条の土地の表示

イ

次に掲げる土地に存する標注一号から七

号までを順次結んだ線及び標注一号と七号

を結んだ線に囲まれた土地の区域

静岡県引佐郡引佐町洪川

字小西 二三二番 一号

二三三番 二号

字前畑 二四九番 三号

字小西 一二〇番 四号

一二八番 五号

一二九番 六号

一三〇番 七号

ロ

次に掲げる土地に存する標注一号から九

号までを順次結んだ線及び標注一号と九号

を結んだ線に囲まれた土地の区域

静岡県引佐郡引佐町洪川

字馬場 一八七番 三 一号及び二号

一九一番 三号

字細田 一九二番 四号

字西ノ向 一九三番 五号

字堂幸界戸 一六〇番 六号

字 八 幡

二 〇 番

七 号

字 八 幡 前

四 番

八 号

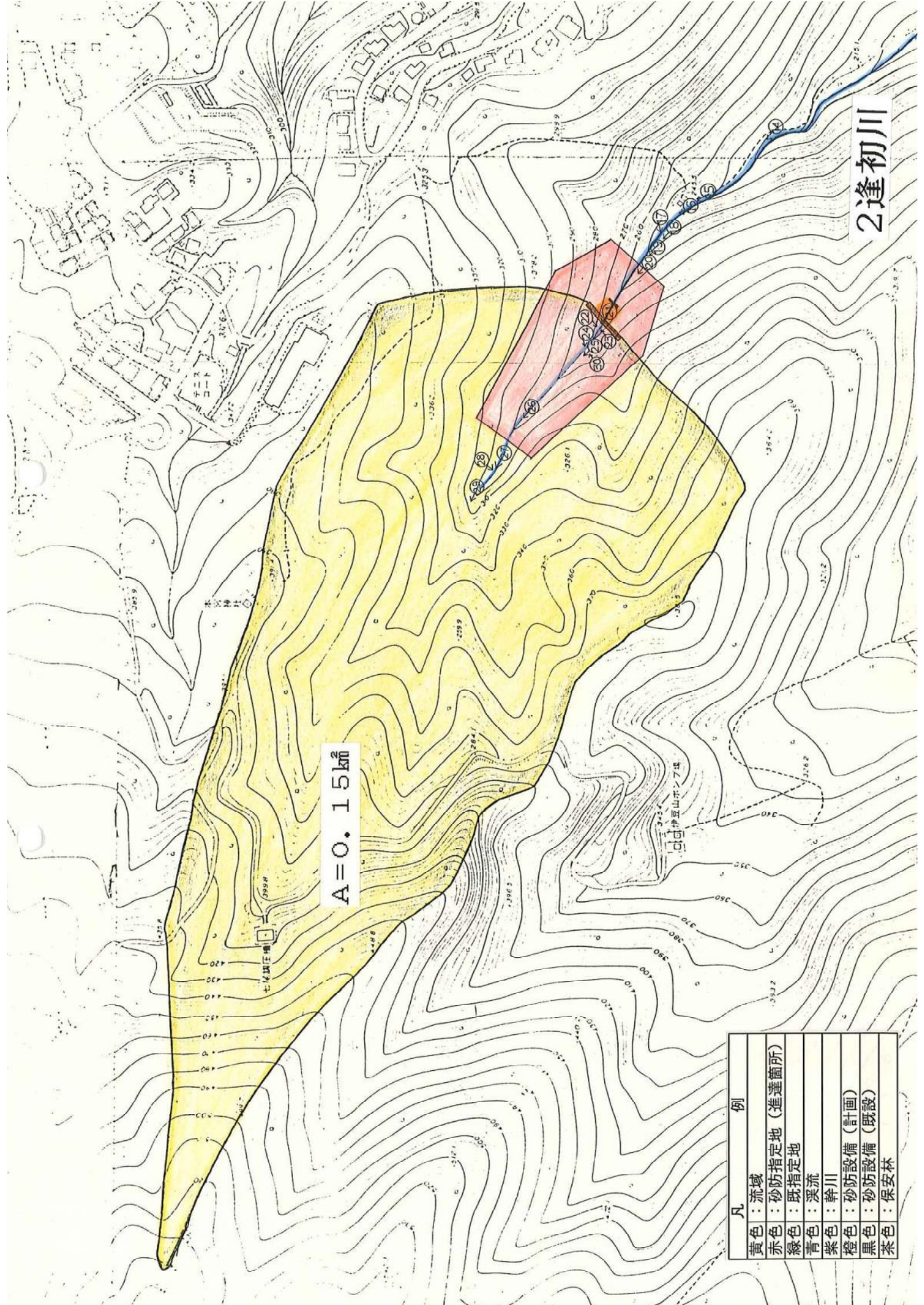
字 宮 ノ 後

三 四 二 一 番 二 の 三

九 号



# 2逢初川



A=0.15km<sup>2</sup>

凡	例
黄色	流域
赤色	砂防指定地 (進達箇所)
緑色	既指定地
青色	溪流
紫色	幹川
橙色	砂防設備 (計画)
黒色	砂防設備 (既設)
茶色	保安林



# 指 定 理 由 調 書

番 号	2	静 岡 県		
河 川 名	幹 川 名	あ い ぞ め 逢 初 川	溪 流 名	あ い ぞ め 逢 初 川
土地の現況	<p>本溪流は、熱海市北部に位置し、岩戸山中腹より源を発し、相模湾へと流下する流域面積0.15km<sup>2</sup>の土石流危険溪流である。更新世～完新世の箱根火山古期外輪山溶岩並びに湯河原火山溶岩からなる当箇所の地質は、脆弱で風化が進んでおり、河床には不安定土砂が堆積しているため、豪雨時には土石流発生の危険性が懸念される。また、下流域では逢初川河口までの急峻な地形に人家をはじめ、温泉旅館、保養所等が密集している。さらにJR東海道新幹線、東海道本線、一般国道135号などの主要交通路線が通過しており、ひとたび土石流が発生した場合には、急勾配の現河道周辺を巻き込み一気に流れ下ることが危惧され、甚大な土砂被害が予想される。</p> <p>このような状況により、土石流対策ダム工を早期に施工し土砂災害を未然に防ぎ、民生の安定を図りたい。</p>			
指定の理由	縦横侵食を防止し、河床を安定させ、土砂流出を防止するための砂防工事を施工する。			
工事の内容	<p>工 種：ダム工 H=10.0m L=43.0m</p> <p>施工年度：平成10年度～平成12年度</p> <p>経済効果：人家 300戸 道路 2.0km</p> <p style="text-align: center;">橋梁 3基 公共施設 伊豆山小学校</p>			
行為規制の内容	立竹木の伐採、土地の掘削、土砂または砂れきの採取等、土地の形状を変更する行為。			







